

参 考 资 料

目 次

1 県職員給与関係資料

第1表	職員の適用給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	1
第2表	職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	職員の適用給料表別平均給与月額	3
第4表	職員の給与月額の対前年比較	3
第5表	職員の扶養手当の支給状況	5
第6表	職員の給料の特別調整額・管理職手当の支給状況	6
第7表	職員の単身赴任手当の支給状況	6
第8表	職員の地域手当の支給状況	7
第9表	職員の住居手当の支給状況	8
第10表	職員の通勤手当の支給状況	8
第11表	職員の適用給料表別、級別、号給別人員	9

2 民間給与関係資料

令和6年職種別民間給与実態調査の概要	23	
第12表	産業別、企業規模別調査事業所数	24
第13表	民間における初任給の改定状況	24
第14表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	25
第15表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等	26
第16表	民間における家族手当の支給状況	40
第17表	民間における通勤手当の支給状況	41
第18表	民間における特別給の支給状況	42
第19表	民間における冬季賞与の配分状況	42
第20表	民間における定年制の状況	43
第21表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	43
第22表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	43
第23表	民間における給与改定の状況等	44

3 県職員給与と民間給与との比較

第24表	県職員の給与と民間給与との比較	45
------	-----------------	----

4 生計費関係資料

第25表	費目別、世帯人員別標準生計費	46
------	----------------	----

5 勤務時間等関係資料

第26表	職員の年次休暇の使用日数及び超過勤務時間の状況	47
------	-------------------------	----

6 人事院勧告等の要旨

		48
--	--	----

1 県職員給与関係資料

第1表 職員の適用給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(令和6年職員給与実態調査)

給料表 \ 区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
行政職	3,446 ^人	42.1 ^歳	19.4 ^年
公安職	1,822	38.5	17.1
研究職	154	41.9	18.2
医療職(一)	10	46.5	19.6
医療職(二)	82	43.7	18.9
医療職(三)	60	36.6	13.3
大学教育職	52	48.8	23.0
高等学校等教育職	1,987	44.9	22.1
中学校及び小学校教育職	4,631	40.2	17.4
計	12,244	41.3	18.7

- (注) 1 この調査は、職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける職員を対象としたものである。
- 2 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員は、含まれていない。(以下第11表までにおいて同じ。)
- 3 特定任期付職員給料表は、適用者がいないため記載していない。(以下第11表までにおいて同じ。)
- 4 定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員の給与に関する条例附則第4項及び公立学校職員の給与に関する条例附則第5項により給料月額が決定される職員を除いた数値である。(以下第11表までにおいて同じ。)

第2表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(令和6年職員給与実態調査)

給料表	区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
行政職		100	79.5	7.2	13.0	0.3	59.5	40.5
公安職		100	61.0	2.4	36.6	—	88.7	11.3
研究職		100	92.2	5.2	2.6	—	64.9	35.1
医療職(一)		100	100.0	—	—	—	90.0	10.0
医療職(二)		100	92.7	4.9	2.4	—	42.7	57.3
医療職(三)		100	96.7	3.3	—	—	6.7	93.3
大学教育職		100	75.0	25.0	—	—	30.8	69.2
高等学校等 高教職		100	95.7	2.3	1.9	0.1	48.0	52.0
中学校及び 小学校教育職		100	98.7	1.3	—	—	37.1	62.9
計		100	87.0	3.5	9.5	0.1	53.1	46.9

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第3表 職員の適用給料表別平均給与月額

給与種目 \ 給料表	行政職	公安職	研究職	医療職(一)
給料	326,458 円	333,359 円	335,137 円	504,150 円
地域手当	11,383	11,354	10,967	92,336
給料の特別調整額 管理職手当	7,531	2,391	—	56,700
扶養手当	7,725	14,004	7,594	16,250
住居手当	5,711	3,692	6,565	8,100
その他	255	1,623	2,370	266,230
合計	359,063	366,423	362,633	943,766

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。(第4表において同じ。)

2 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、

第4表 職員の給与月額の対前年比較

(行政職)

(職員給与実態調査)

給与種目 \ 区分	令和5年 (A)	令和6年 (B)	比較	
			(B) - (A)	(B) / (A)
給料	324,478 円	326,458 円	1,980 円	100.6 %
地域手当	11,321	11,383	62	100.5
給料の特別調整額 管理職手当	7,478	7,531	53	100.7
扶養手当	8,037	7,725	△312	96.1
住居手当	5,611	5,711	100	101.8
その他	260	255	△5	98.1
合計	357,185	359,063	1,878	100.5

(令和6年職員給与実態調査)

医療職(二)	医療職(三)	大学教育職	高等学校等 教 育 職	中学校及び 小学校教育職	計
円 335,934	円 309,745	円 417,248	円 387,788	円 354,417	円 348,633
11,117	10,076	13,794	12,797	11,724	11,800
3,948	1,127	7,450	4,251	6,228	5,631
7,537	4,025	6,385	7,883	6,170	8,077
5,360	5,062	7,485	5,121	5,002	5,061
5,165	—	1,577	276	364	785
369,061	330,035	453,939	418,116	383,905	379,987

へき地手当、へき地手当に準ずる手当である。(第4表において同じ。)

(給料表計)

(職員給与実態調査)

区分 給与種目	令和5年 (A)	令和6年 (B)	比 較	
			(B) - (A)	(B) / (A)
給 料	円 345,356	円 348,633	円 3,277	% 100.9
地 域 手 当	11,691	11,800	109	100.9
給料の特別調整額 管 理 職 手 当	5,620	5,631	11	100.2
扶 養 手 当	8,113	8,077	△36	99.6
住 居 手 当	4,921	5,061	140	102.8
そ の 他	746	785	39	105.2
合 計	376,447	379,987	3,540	100.9

第5表 職員の扶養手当の支給状況

1 給料表別扶養親族数

(令和6年職員給与実態調査)

区分 給料表	受給職員数	扶養親族数					計	全職員1人 当たり平均 扶養親族数
		配偶者	子	うち 特定期間 にある子	配偶者・子 以外			
行政職	1,327	541	1,950	645	65	2,556	0.7	
公安職	1,116	582	1,975	378	17	2,574	1.4	
研究職	60	21	84	36	2	107	0.7	
医療職(一)	8	5	12	2	—	17	1.7	
医療職(二)	34	11	45	18	1	57	0.7	
医療職(三)	12	1	22	3	—	23	0.4	
大学教育職	15	6	24	8	2	32	0.6	
高等学校等 教育職	778	250	1,155	455	33	1,438	0.7	
中学校及び 小学校教育職	1,479	454	2,237	566	65	2,756	0.6	
計	4,829	1,871	7,504	2,111	185	9,560	0.8	

(注) 1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。(下表において同じ。)

2 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。

3 手当受給職員数の全職員に対する割合は、39.4%である。

4 手当受給職員1人当たりの平均手当月額は、20,480円である。

2 扶養親族数別職員数

(令和6年職員給与実態調査)

区分	扶養親族数								計
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	
受給職員数	1,736	1,781	1,022	257	30	3	—	—	4,829

第6表 職員の給料の特別調整額・管理職手当の支給状況

(令和6年職員給与実態調査)

区分	1種 2種	3種 4種	5種 6種	7種 8種 9種	教1種 教2種	教3種	教4種	教5種	受給者 計	手当受給者 1人あたり 平均手 当額 月
職員の 区分	本庁 部長 など	本庁 次長 など	本庁 課長 など	その他	校長	副校長	教頭	特別支援 学校教諭 (部主事)		
受給者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
	20	64	312	35	233	4	375	28	1,071	64,376

第7表 職員の単身赴任手当の支給状況

(令和6年職員給与実態調査)

区分		受給者
職員の 住居と 配偶者 の住居 との間 の交通 距離	100km未満	113人
	100km以上 300km未満	6
	300km以上 500km未満	—
	500km以上 700km未満	1
	700km以上 900km未満	11
	900km以上 1,100km未満	—
	1,100km以上 1,300km未満	—
	1,300km以上 1,500km未満	—
	1,500km以上	—
受給者計		131
手当受給者1人あたり平均手当月額		33,237円

第8表 職員の地域手当の支給状況

(令和6年職員給与実態調査)

区分 給料表	計	地域別人員 (構成比)								
		1級地 (東京都 特別区)	2級地 (大阪市)	4級地 (神戸市)	5級地 (多賀城市、 広島市、 福岡市)	6級地 (仙台市)	7級地 (金沢市、 岡山市、 徳島市)	県内	医療職 (一)	非支給地
行政職	人 3,446 (100%)	人 21 (0.61%)	人 8 (0.23%)	人 —	人 1 (0.03%)	人 —	人 4 (0.12%)	人 3,406 (98.84%)	人 —	人 6 (0.17%)
公安職	1,822 (100%)	4 (0.22%)	2 (0.11%)	1 (0.05%)	—	—	—	1,813 (99.51%)	—	2 (0.11%)
研究職	154 (100%)	—	—	—	—	—	—	154 (100%)	—	—
医療職(一)	10 (100%)	—	—	—	—	—	—	—	10 (100%)	—
医療職(二)	82 (100%)	—	—	—	—	—	—	82 (100%)	—	—
医療職(三)	60 (100%)	—	—	—	—	—	—	60 (100%)	—	—
大学教育職	52 (100%)	—	—	—	—	—	—	52 (100%)	—	—
高等学校等 教育職	1,987 (100%)	—	—	—	—	—	—	1,987 (100%)	—	—
中学校及び 小学校教育職	4,631 (100%)	—	—	—	—	—	—	4,625 (99.87%)	—	6 (0.13%)
計	12,244 (100%)	25 (0.20%)	10 (0.08%)	1 (0.01%)	1 (0.01%)	—	4 (0.03%)	12,179 (99.47%)	10 (0.08%)	14 (0.11%)
平均手当月額	円 11,800	円 67,400	円 57,186	円 X	円 X	円 —	円 7,257	円 11,594	円 92,336	円 0

(注) 1 「X」は人員が1人の場合である。

2 構成比は、小数点以下第3位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第9表 職員の住居手当の支給状況

(令和6年職員給与実態調査)

区分 給料表	受給職員数	手当月額11,000円未満の受給者	手当月額11,000円以上27,000円未満の受給者	手当月額27,000円以上の受給者
		人	人	人
行政職	772	2	293	477
公安職	259	—	102	157
研究職	40	—	17	23
医療職(一)	3	—	—	3
医療職(二)	17	—	6	11
医療職(三)	12	—	3	9
大学教育職	16	—	7	9
高等学校等 高教職	402	1	172	229
中学校及び 小学校教育職	925	1	446	478
計	2,446	4	1,046	1,396

- (注) 1 手当受給職員数の全職員に対する割合は、20.0%である。
 2 手当受給職員1人当たりの平均手当月額は、25,288円である。
 3 単身赴任手当受給職員で、配偶者等が居住する借家・借間に係る手当を受給するものは9人(1人当たりの平均手当月額は12,556円)である。

第10表 職員の通勤手当の支給状況

(令和6年職員給与実態調査)

区分 給料表	受給職員数	内 訳		
		交通機関のみ利用者	自動車等のみ使用者	交通機関・自動車等併用者
行政職	2,999	618	2,140	241
公安職	1,407	110	1,275	22
研究職	141	3	126	12
医療職(一)	8	2	4	2
医療職(二)	78	8	65	5
医療職(三)	56	5	48	3
大学教育職	51	2	49	—
高等学校等 高教職	1,866	44	1,801	21
中学校及び 小学校教育職	4,242	31	4,192	19
計	10,848	823	9,700	325
平均手当月額	円 8,506	円 13,948	円 7,560	円 22,957

- (注) 手当受給職員数の全職員に対する割合は、88.6%である。

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員

(令和6年職員給与実態調査)

1 行政職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	2							1	
10									
11									
12	4	3						1	
13	1		1						
14	1								1
15		2	1						3
16	3	51	1						1
17	2	5	7						
18		4	3						1
19	3	2	3				1		
20	6	6	45						4
21	1	7	5						1
22	2	66	5						1
23		7	7						1
24		3	9						1
25	3	3	6				1		
26		14	8						
27	2	1	3					1	1
28	1	49	37					5	2
29	83	8	3					5	
30		11	7				1		1
31	1	8	5				20	1	1
32	7	59	45				2	3	
33	10	3	10					2	
34	79	8	15				2	1	
35	5	2	10				7	2	
36	8	16	29				4	1	1
37	11	4	8	1			4	1	
38	7	8	26				5	1	
39	3	1	11				13	7	
40	70	1	19				6		
41	15	1	14	1			4	1	1
42	9		48				2	2	
43	9	2	8	4			9		
44	80	5	21	1			3		
45	14		15	19			4	1	
46	5	2	40	11			2		
47	6	1	12	7			7		
48	10		21	17		1	10		
49	17	1	17	21		2	1		
50	7	1	27	17		3			
51	3		11	16	4	10	1		
52	14	2	20	9	4	2	1		
53	5		12	18	3	5			
54	3		21	8	5	4			
55	2		8	12	9	7			
56		2	24	14	6	5			
57	3	1	16	14	10	7			
58	6		10	6	7	7			
59	1		6	13	8	19			
60	3	1	13	12	7	12			
61	3	1	12	14	8	7	7		
62		1	8	10	11	6			
63			6	18	4	10			
64			10	17	6	16			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
65	人	人	人	人	人	人	人	人	人
66	1								
67				1	9	15	4		
68				6	12	4	2		
69				3	12	5	6		
70				2	6	10	6		
71				3	5	15	2		
72				4	6	13	3		
73				3	8	7	2		
74	1			3	4	13	5		
75				2	10	12	2		
76		1		3	4	16	2		
77				2	4	17	1		
78				1	1	19	3		
79				7	8	17			
80				2	9	10			
81				1	9	41			
82				7	7	19			
83				12	22	22			
84				7	19	1			
85				12	19	35	1		
86				4	27	4			
87				1	19	21	3		
88				1	11	18			
89				4	6	34			
90				5	5	13			
91				4	20				
92				1	4	25			
93				2	5	22			
94				2	1	24			
95		1		3	50	13			
96				1		32			
97				1		22			
98				2		14			
99				1		8			
100				5		9			
101				1		5			
102				1		99			
103				2					
104		1		1					
105				2					
106				2					
107				1					
108				1					
109		1		2					
110				2					
111				2					
112				2					
113				20					
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		2							
計	532	381	836	534	821	167	117	36	22
								適用職員数	3,446

(注) 該当人員0の号給は空欄とした。(以下第11表の各表において同じ。)

2 公安職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人							人	
2								1	
3									
4									
5									
6									
7	12								
8									
9									
10	18								
11	2								
12									
13									
14									
15									
16	17								
17	1								
18	1		1						
19	1								
20	19								
21	1		1						
22			1						
23	1	1							
24	19	38	2	1					
25	17	3	1						
26	2	3	1						
27	1	4	1						
28	46	38	16	1					
29	1	4	4	1					
30	3	9	11		1				
31	2	1	2	1					3
32	2	32	24		2				4
33		2	4	1					
34	1	9	13	3	1				
35		1	2	1	2				
36	2	25	25	1	3				
37		4	3	1	1				1
38	1	10	11	2	2				
39			8		1				
40	2	5	16	4	4				
41		1	8		1				1
42		3	18	6	2				
43		2	1	2	1				2
44	1	2	21	6	5				
45		2	4	1	2			4	1
46		1	10	7	6		1	1	
47			2	2	5			8	
48			20	13	7	1		2	
49			4	1	9		2	5	
50		2	7	18	10			1	
51		1	7	5	6		1	4	
52			10	9	5		1		
53		2	2	6	5		4	3	
54			14	14	8				
55			7	9	5		8	1	
56			14	15	8		2		
57			2	2	5		2		
58			16	7	11		4		
59		1	2	4	10		6		
60		1	6	10	9	3	1		
61			1	5	8	2	1		
62			13	12	11	1	2		
63			6	7	3	1	2		
64			7	8	10		4		
65			2	6	5		5		
66		1	11	11	9	1			
67			3	5	5		1		
68			10	7	11	4			
69			2	6	8	2	1		
70			7	9	4	1	1		
71			3	3	1	2			
72			7	8	9	3	1		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73			4	9	3	3			
74			4	8	6	3			
75			4	5	5	1			
76			6	9	6	5	1		
77			2	7	3	1	2		
78			5	5	5	2	1		
79	1		1	3	5	5	1		
80			6	6	4	4	1		
81			1	3	4	1	1		
82			2	6	3	1	1		
83			1	9	1	1	1		
84			5	4	2	1			
85			3	3	6	1	2		
86			4	6	4				
87			3	4	4				
88			3	3	2	1			
89			1	6	2	1			
90			4	4	3	1			
91			3	5	3	1			
92			3	3	3	1			
93			2	4	3	26			
94			1	3					
95			1	2	1				
96			5	2					
97			2	2					
98			2	2	2				
99			2	4	1				
100			1	4	2				
101			3	4	13				
102	1		1	4					
103				3					
104	1		1	4					
105			2	3					
106									
107				2					
108			1	2					
109									
110			2	2					
111				2					
112									
113				3					
114				3					
115									
116			2	2					
117			1						
118				2					
119				1					
120			1	2					
121				2					
122				4					
123			1	7					
124			1	2					
125				15					
126			1						
127									
128									
129			1						
130									
131			1						
132									
133									
134									
135									
136									
137			1						
138			1						
139									
140									
141			4						
計	176	208	500	441	314	81	60	30	12
								適用職員数	1,822

3 研究職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9		1			
10		3			
11					
12					
13		1			
14					
15					
16		2			
17					
18		1			
19		1			
20		5			
21		1			
22					
23					
24		5			
25					
26		1			
27					
28		1			
29					
30		4			
31					
32		1			
33					
34		1	2		
35			1		
36		3			
37					
38		2			
39			1		
40		2	1		
41					
42		1	2		
43					
44		4	1		
45			2		
46			4		
47		1			
48		1			
49	2	2	1		
50		2			
51					
52		2			
53			1		
54		1	1		
55					
56		3			
57	1		1		
58		2			
59					
60		2			
61					
62		1			
63		1	1		
64		1			

職務の級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65					
66		1			
67		1			
68		4			
69		1			
70					
71		1	3		
72		2			
73			1		
74		1			
75		1	1		
76		2			
77			2		
78			1		
79					
80					
81			1		
82			3		
83			4		
84		1	2		
85					
86			3		
87		1			
88			2		
89			4		
90		1	6		
91			3		
92			5		
93			3		
94			2		
95		1	1		
96			1		
97			4		
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106		1			
107					
108					
109					
110		1			
111					
112					
113					
114		1			
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	3	80	71		
				適用職員数	154

4 医療職給料表(一)

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35		1		1
36	1	1	1	
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				1
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
61				
62				
63			1	
64				
65				3
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	1	2	2	5
	適用職員数			10

5 医療職給料表(二)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11		2						
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18		1	1					
19		2						
20		1	2					
21								
22		1	1					
23								
24		1	1					
25								
26								
27							1	
28				1				
29		1					1	
30			1					
31		1						
32								
33								
34			2	1			1	
35								
36								
37		1	1					
38			1	1				
39								
40					1	21		
41						1		
42		1	1					
43								
44								
45								
46			1					
47				1	2			
48				2	2			
49				1			1	
50								
51				1				
52				2	1	1		
53				1	1			
54					1			
55					1			
56				1				
57								
58								
59				1				
60								

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
61					1			
62					1			
63								
64				1				
65					1			
66								
67								
68								
69					1			
70								
71								
72				1				
73					1			
74								
75		1						
76								
77								
78				1				
79								
80								
81								
82								
83								
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計		13	13	15	14	23	4	
							適用職員数	82

6 医療職給料表(三)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8			2				
9							
10			1				
11							
12							
13		1					
14			3				
15							
16							
17							
18		6	1				
19							
20			2				
21							
22							
23			1				
24		3	1				
25							
26							
27							
28		3		1			
29							
30				1			
31							
32				1			
33		1					
34				2			
35							
36				3			
37							
38							
39							
40							
41							
42				1			
43							
44					1		
45							
46							
47							
48			1				
49		1		1			
50				1			
51						1	
52				1	1		
53					1		
54							
55							
56				2			
57					1		
58							
59							
60					1		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
61	人	人	人	人	人	人	人
62				1	2		
63							
64							
65							
66							
67					1		
68							
69					1		
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77					1		
78							
79							
80							
81							
82					1		
83							
84							
85							
86					1		
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98					1		
99					1		
100							
101					3		
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		15	12	15	17	1	
						適用職員数	60

7 大学教育職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				1
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26		1		
27				
28	1			
29				1
30			1	
31				1
32				
33	1			
34				1
35				3
36				
37				1
38				
39				
40	1	1		1
41		1		1
42				
43		1		1
44	1			
45				
46				1
47		1		
48	1			
49				
50	1			
51				
52				
53		1		
54				
55	1			1
56			1	1
57				
58	1			
59				
60		1	1	
61			1	
62	1	1		1
63				
64			1	

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
65		1		1
66				
67				
68			1	
69				
70			1	
71				
72				1
73		1	1	
74	1			
75	1	1		
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85	1			
86				
87				
88				
89			1	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98	1			
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105		1		
106				
107				
108				
109	1			
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
計	14	12	9	17
			適用職員数	52

8 高等学校等教育職給料表

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		7			
6					
7					
8		3			
9		7			
10					
11					
12	1				
13		9			
14		8			
15	1				
16		4			
17		3			
18	2	11			
19		1			
20		2			
21	1	8			
22		13			
23					
24		4			
25	1	8			1
26	1	17			1
27	1	1			
28	2	6			3
29	2	4			4
30		30			5
31	1	3			5
32	2	6			4
33	4	9			1
34		16			1
35		2			2
36		12			2
37	6	10			1
38		28			
39		2			2
40	1	9			1
41	2	8			
42	1	23			1
43		5			2
44	3	12			
45	1	13			2
46	1	24			
47	1	2			
48		9			
49	1	3			
50	3	20			
51		1			
52		12			
53		6			
54	1	15			
55	1	3			
56	2	7		1	
57	5	9			
58	5	16		3	
59	2	4		1	
60		18		10	

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
61	3	6		3	
62	1	21		8	
63		5		4	
64	1	11		3	
65	3	6		5	
66		23		3	
67		6		6	
68	1	12		7	
69	5	9		5	
70		18		3	
71	1	3		1	
72	3	11		6	
73	1	6		2	
74	2	18		3	
75		5		1	
76	1	7		4	
77	1	6		5	
78	2	14			
79	3	5			
80	1	14			
81		11			
82	3	14			
83		12			
84		7			
85		4			
86		16			
87	2	6			
88	1	14			
89	1	6			
90		8			
91	1	6	1		
92		7	5		
93		11			
94	2	8			
95	1	5			
96	2	9	1		
97	1	5			
98		13			
99	1	5			
100		11			
101		9			
102	2	8			
103		5			
104		15			
105	1	7			
106		13			
107		5			
108	2	5			
109	1	5			
110		10			
111	1	9			
112		11			
113		12			
114	1	14			
115		4			
116	1	12			
117		4			
118		23			
119		5			
120		11			

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
121		5			
122		15			
123	1	5			
124	1	11			
125		12			
126	2	16			
127		6			
128		24			
129		12			
130	1	17			
131		5			
132		34			
133		9			
134		24			
135		4			
136		25			
137		6			
138		25			
139		9			
140	1	14			
141		11			
142		41			
143		8			
144		25			
145		349			
146		16			
147					
148	1				
149					
150					
151					
152	1				
153	6				
計	122	1,736	7	84	38
		適用職員数			1,987

9 中学校及び小学校教育職給料表

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15		1			
16					
17		91			
18					
19					
20		85			1
21		23			4
22					11
23					13
24		14			14
25	24	14			9
26	1	90			7
27		2			18
28	10	37			10
29	14	23			11
30	4	101			13
31		1			10
32	3	23			11
33	5	8			11
34	1	92			14
35	2	2			10
36	6	22			5
37	4	10			1
38	3	116			1
39	2	2			6
40	4	34			2
41	5	5			3
42		98			
43	2	3			1
44	2	31			2
45	4	7			
46	1	87	1		1
47	1	4			1
48	1	29			
49	3	9			5
50	1	92		2	
51		7			
52	3	28			
53	1	13		1	
54	1	77			
55		7			
56	3	38	1		
57	1	16			
58		91		1	
59		4	1	3	
60	2	35	2		

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
61	1	16		3	
62		91		4	
63		8		1	
64	1	34		5	
65	20	11			
66	2	73	1	5	
67		5		3	
68	1	44		2	
69	1	8		10	
70		73	1	10	
71		12		3	
72		28	1	8	
73	3	10		1	
74	1	59		7	
75	1	12		9	
76	4	28	3	18	
77	3	12		3	
78	1	64		12	
79	1	13		13	
80	1	36	1	9	
81	1	24		19	
82		60		9	
83	2	6		15	
84	3	28		12	
85	3	9		12	
86		50	1	12	
87	2	11		7	
88	2	31	2	12	
89	1	13		5	
90		48	2	7	
91		13	3	7	
92		39	1	14	
93	4	8		7	
94		35	4	3	
95	2	17		1	
96		32	1	8	
97	4	9	4	3	
98	2	23	1		
99		19	4		
100	1	48	2	3	
101	1	11	9	2	
102	1	19	2	1	
103		12	4	1	
104		43	3		
105	2	13	1	2	
106	1	18	2		
107		8	5		
108	1	26	2		
109	1	12	5		
110		18	4		
111	2	9	1		
112	3	32	1		
113	4	11	2		
114	1	16	1		
115		8	3		
116		29			
117	4	15	6		
118		16			
119	1	12			
120		25			

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
121	2	9			
122		16			
123		6			
124	1	17			
125	14	6			
126		15			
127		6			
128		13			
129		7			
130		9			
131		9			
132		18			
133		8			
134		12			
135		7			
136		12			
137		10			
138		17			
139		4			
140		14			
141		5			
142		13			
143		8			
144		17			
145		10			
146		15			
147		5			
148		13			
149		8			
150		26			
151		5			
152		9			
153		10			
154		33			
155		6			
156		27			
157		422			
計	221	3,832	88	295	195
		適用職員数		4,631	

2 民間給与関係資料

令和6年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

香川県人事委員会、人事院及び他の人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 460事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から147事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

6,849人：初任給関係394人（行政職に相当する調査実人員391人）、初任給関係以外の調査職種6,455人（行政職に相当する調査実人員6,111人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、26,234人であり、行政職に相当するものは20,516人である。）

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和6年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模	規 模 計			
		事業所 135	500人以上 事業所 60	100人以上 500人未満 事業所 47	50人以上 100人未満 事業所 28
産 業 計		135	60	47	28
農 業 , 林 業 , 漁 業		—	—	—	—
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業		15	10	4	1
製 造 業		74	25	31	18
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業		17	10	3	4
卸 売 業 , 小 売 業		9	3	4	2
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		4	4	—	—
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業		16	8	5	3

- (注) 1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所等が12事業所あった。
 2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第13表 民間における初任給の改定状況

(令和6年職種別民間給与実態調査)

学歴	企業規模	項目	新規学卒者の採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の採用なし
				増 額	据 置 き	減 額	
				%	%	%	
大学卒	規 模 計		35.8	(82.6)	(17.4)	(0.0)	64.2
		500人以上	46.2	(86.2)	(13.8)	(0.0)	53.8
		100人以上 500人未満	40.5	(76.6)	(23.4)	(0.0)	59.5
		50人以上 100人未満	7.7	(100.0)	(0.0)	(0.0)	92.3
高校卒	規 模 計		25.4	(75.4)	(21.3)	(3.2)	74.6
		500人以上	30.0	(78.7)	(21.3)	(0.0)	70.0
		100人以上 500人未満	28.3	(81.3)	(18.7)	(0.0)	71.7
		50人以上 100人未満	11.5	(33.3)	(33.3)	(33.3)	88.5

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和6年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学院修士課程修了	※ 251,660	※ 246,131	X	—
		大学卒	214,101	220,938	199,648	—
		短大卒	206,686	※ 208,550	206,188	—
		高校卒	180,303	183,367	X	158,000
	新卒技術者	大学院修士課程修了	237,382	243,610	※ 226,473	—
		大学卒	217,243	221,903	216,078	203,550
		短大卒	200,063	212,840	195,071	※ 165,000
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	241,367	244,355	※ 235,777	—
		大学卒	215,557	221,258	209,237	203,550
		短大卒	202,157	211,999	199,603	※ 165,000
高校卒		178,694	183,725	175,233	165,553	
そ の 他	新卒大学助教	大学卒	—	—	—	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—
	新卒研究員	大学卒	—	—	—	—
	新卒研究補助員	短大卒	—	—	—	—
		高校卒	—	—	—	—
	準新卒医師	大学卒	—	—	—	—
	準新卒薬剤師	大学卒	—	—	—	—
	準新卒診療放射線技師	大学卒	—	—	—	—
		養成所卒	—	—	—	—
	新卒栄養士	大学卒	—	—	—	—
短大卒		—	—	—	—	
準新卒看護師	養成所卒	—	—	—	—	
準新卒准看護師	養成所卒	—	—	—	—	

- (注) 1 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
 2 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。
 3 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
 4 「準新卒」とは、令和5年度中に資格免許を取得し、令和6年4月までの間に採用された者をいう。
 なお、医師については、令和3年3月又は令和4年3月に大学卒業後、免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和6年4月までの間に採用された者（令和5年4月採用者を除く）に限っている。

第15表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 企業規模計

(令和6年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務	支 店 長	13	55.4	701,722	13,011	688,711	・ 構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	9	54.8	654,014	18,583	635,431	
	短 大 卒	X	X	X	X	X	
	高 校 卒	3	57.8	822,263	83	822,180	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	工 場 長	10	54.8	731,504	0	731,504	・ 構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	5	56.3	856,952	0	856,952	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	5	53.5	616,080	0	616,080	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事 務 部 長	139	54.0	686,122	3,088	683,034	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長(取締役兼任者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	98	54.2	715,414	2,764	712,650	
	短 大 卒	16	53.3	638,230	5,115	633,115	
	高 校 卒	25	53.9	600,344	3,086	597,258	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	技 術 部 長	173	53.8	650,389	5,986	644,403	同 上
	大 学 卒	110	54.2	690,779	4,344	686,435	
	短 大 卒	25	52.4	574,454	9,243	565,211	
	高 校 卒	38	53.4	575,902	8,899	567,003	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下第15表の各表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与 (A)		(A)-(B)		
			うち時間外手当 (B)				
	人	歳	円	円	円		
事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	<ul style="list-style-type: none"> ・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間） 	
	60	53.6	674,913	710	674,203		
	大 学 卒	53	53.7	693,640	705		692,935
	短 大 卒	—	—	—	—		—
	高 校 卒	7	52.9	540,127	745		539,382
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 部 次 長	64	53.7	675,323	1,272	674,051	同 上	
	大 学 卒	48	53.7	722,591	1,744		720,847
	短 大 卒	6	50.8	532,068	0		532,068
	高 校 卒	10	55.5	558,097	0		558,097
	中 学 卒	—	—	—	—		—
事 務 課 長	269	49.8	567,323	11,390	555,933	<ul style="list-style-type: none"> ・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職 	
	大 学 卒	180	48.8	592,188	11,925		580,263
	短 大 卒	24	51.9	483,110	24,419		458,691
	高 校 卒	65	52.2	522,253	4,785		517,468
	中 学 卒	—	—	—	—		—
技 術 課 長	419	50.4	578,337	8,539	569,798	同 上	
	大 学 卒	238	49.3	612,190	9,008		603,182
	短 大 卒	62	51.8	560,652	8,301		552,351
	高 校 卒	117	51.9	518,258	7,269		510,989
	中 学 卒	2	45.3	359,199	29,558		329,641
事 務 課 長 代 理	98	49.3	505,809	26,625	479,184	<ul style="list-style-type: none"> ・上記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間） 	
	大 学 卒	59	48.5	538,530	34,766		503,764
	短 大 卒	14	50.2	428,219	28,503		399,716
	高 校 卒	25	50.6	472,143	6,772		465,371
	中 学 卒	—	—	—	—		—
技 術 課 長 代 理	219	48.4	550,412	70,009	480,403	同 上	
	大 学 卒	115	47.1	568,121	83,067		485,054
	短 大 卒	38	49.4	504,747	61,627		443,120
	高 校 卒	66	50.3	547,858	50,303		497,555
	中 学 卒	—	—	—	—		—

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 係 長	人	歳	円	円	円	・係の長及び係長級専門職
	383	46.0	459,525	71,639	387,886	
	202	43.2	494,346	91,109	403,237	
	45	47.5	351,801	37,796	314,005	
	134	49.9	442,645	53,323	389,322	
2	46.7	329,479	21,071	308,408		
技 術 係 長	568	46.2	505,159	95,586	409,573	同 上
	287	43.6	524,708	108,079	416,629	
	81	46.9	486,325	95,563	390,762	
	199	50.2	481,281	75,379	405,902	
	X	X	X	X	X	
事 務 主 任	350	43.1	347,998	41,033	306,965	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長－係員間）
	179	39.8	353,869	47,264	306,605	
	63	46.2	325,151	31,681	293,470	
	107	46.4	351,908	36,572	315,336	
	X	X	X	X	X	
技 術 主 任	482	41.6	377,441	62,654	314,787	同 上
	250	37.8	398,587	79,413	319,174	
	60	39.6	390,680	71,419	319,261	
	171	46.0	352,915	43,331	309,584	
	X	X	X	X	X	
事 務 係 員	1,396	36.9	306,650	35,939	270,711	
	775	34.3	322,031	44,670	277,361	
	225	41.5	276,507	22,347	254,160	
	391	39.7	290,544	24,625	265,919	
	5	39.0	264,239	23,005	241,234	
技 術 係 員	1,468	37.1	372,143	59,054	313,089	
	702	35.5	388,704	66,794	321,910	
	228	36.3	359,918	57,721	302,197	
	534	39.5	355,680	49,466	306,214	
	4	47.3	243,184	12,670	230,514	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手 を除く。 業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。	
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	—	—	—	—		
	守 衛	17	52.0	446,543	71,764		374,779
	用 務 員	—	—	—	—		—
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	—	—	—	—	—	
	大 学 副 学 長	—	—	—	—	—	
	大 学 学 部 長	—	—	—	—	—	
	大 学 教 授	29	57.0	528,514	0	528,514	
	大 学 准 教 授	21	48.2	427,178	0	427,178	
	大 学 講 師	11	47.6	437,200	0	437,200	
	大 学 助 教	9	41.1	288,196	0	288,196	
職 種	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 教 頭	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 教 諭	—	—	—	—	—	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研 究 部 (課) 長	X	X	X	X	X	2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長
	研 究 室 (係) 長	—	—	—	—	—	構成員3人以上の室(係) の長
	主 任 研 究 員	19	42.8	397,560	18,312	379,248	下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する 者、上記研究部(課)長及び 研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	26	32.5	284,660	21,963	262,697	
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
医 療	病 院 長	X	X	X	X	X	・ 部下に医師又は歯科医師 5人以上
	副 院 長	X	X	X	X	X	・ 上記病院長に事故等のあ るときの職務代行者
	医 科 長	8	51.4	1,154,732	182,867	971,865	・ 部下に医師又は歯科医師 1人以上
	医 師	6	47.3	1,172,417	194,859	977,558	
	歯 科 医 師	X	X	X	X	X	
関 係	薬 局 長	2	57.5	561,466	52,231	509,235	・ 部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	5	34.9	420,836	77,188	343,648	
	診療放射線技師	12	49.3	452,926	19,607	433,319	
	臨床検査技師	12	41.0	405,255	35,622	369,633	
	栄 養 士	3	31.5	260,361	11,402	248,959	
	理学療法士	13	38.6	335,733	39,959	295,774	
	作業療法士	8	39.0	322,127	33,824	288,303	
職 種	総 看 護 師 長	X	X	X	X	X	・ 部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	14	46.8	517,720	86,106	431,614	・ 部下に看護師又は准看護 師5人以上
	看 護 師	28	46.1	432,013	65,339	366,674	
	准 看 護 師	—	—	—	—	—	

- (注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
- 4 上記は、以下第15表の各表において同じである。

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	支 店 長	12	55.1	707,154	14,359	692,795	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
	大 学 卒	8	54.2	654,748	21,465	633,283	
	短 大 卒	X	X	X	X	X	
	高 校 卒	3	57.8	822,263	83	822,180	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	工 場 長	8	55.0	771,294	0	771,294	・ 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	5	56.3	856,952	0	856,952	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	3	52.7	628,012	0	628,012	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事 務 部 長	94	54.9	736,487	2,003	734,484	・ 2課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	68	54.9	779,433	2,399	777,034	
	短 大 卒	9	55.0	677,000	2,197	674,803	
	高 校 卒	17	55.1	596,833	341	596,492	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	技 術 部 長	95	54.5	715,016	2,010	713,006	同 上
	大 学 卒	60	54.2	765,567	2,534	763,033	
	短 大 卒	11	55.6	656,640	0	656,640	
	高 校 卒	24	54.5	613,194	1,587	611,607	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)		(A)－(B)		
			うち時間外 手当 (B)				
	人	歳	円	円	円		
事 務	事務部次長	55	53.9	701,066	432	700,634	<ul style="list-style-type: none"> ・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）
	大学卒	50	53.8	712,573	364	712,209	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	5	55.1	585,972	1,112	584,860	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術部次長	47	54.4	763,016	1,860	761,156	同 上
	大学卒	40	54.5	777,732	2,186	775,546	
	短大卒	2	50.2	701,430	0	701,430	
	高校卒	5	54.7	670,040	0	670,040	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事 務 課	事務課長	204	50.2	604,025	8,543	595,482	<ul style="list-style-type: none"> ・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	131	48.9	641,461	11,322	630,139	
	短大卒	14	52.1	497,474	3,349	494,125	
	高校卒	59	53.0	534,734	2,796	531,938	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 課	技術課長	290	51.0	645,737	7,789	637,948	同 上
	大学卒	169	49.9	673,886	7,220	666,666	
	短大卒	46	52.4	616,684	11,266	605,418	
	高校卒	75	52.8	593,548	7,114	586,434	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事 務 課 長 代 理	事務課長代理	88	49.3	515,502	26,935	488,567	<ul style="list-style-type: none"> ・上記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
	大学卒	54	48.4	544,942	34,772	510,170	
	短大卒	13	50.2	435,056	24,470	410,586	
	高校卒	21	50.9	489,034	8,361	480,673	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 課 長 代 理	技術課長代理	180	48.6	566,268	62,167	504,101	同 上
	大学卒	90	46.8	583,268	69,729	513,539	
	短大卒	34	49.6	509,252	60,011	449,241	
	高校卒	56	51.0	581,814	50,693	531,121	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務	事 務 係 長	256	46.4	499,019	81,219	417,800	・係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	121	43.5	561,143	114,310	446,833	
	短 大 卒	31	46.5	357,566	33,766	323,800	
	高 校 卒	103	50.0	463,489	54,092	409,397	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
技 術	技 術 係 長	429	46.8	526,829	102,616	424,213	同 上
	大 学 卒	218	44.0	553,595	116,664	436,931	
	短 大 卒	63	47.3	499,553	100,417	399,136	
	高 校 卒	147	50.9	495,252	80,872	414,380	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
技 術 関	事 務 主 任	221	42.7	364,040	47,277	316,763	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	119	38.8	369,477	54,546	314,931	
	短 大 卒	31	47.7	345,271	30,427	314,844	
	高 校 卒	71	46.9	362,940	42,441	320,499	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
係 職	技 術 主 任	365	42.6	378,732	58,123	320,609	同 上
	大 学 卒	191	38.2	409,944	78,957	330,987	
	短 大 卒	39	43.2	386,171	59,277	326,894	
	高 校 卒	135	46.3	350,061	39,659	310,402	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種	事 務 係 員	738	34.5	332,599	47,005	285,594	
	大 学 卒	456	32.7	343,312	56,010	287,302	
	短 大 卒	86	41.4	304,273	29,703	274,570	
	高 校 卒	195	36.7	315,154	29,667	285,487	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
種	技 術 係 員	975	37.2	399,675	64,101	335,574	
	大 学 卒	454	36.0	416,630	71,854	344,776	
	短 大 卒	153	36.0	390,960	63,982	326,978	
	高 校 卒	368	39.1	382,147	54,584	327,563	
中 学 卒	—	—	—	—	—		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	支 店 長	X	X	円	円	円	・構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
	大 学 卒	X	X	X	X	X	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	工 場 長	2	54.5	601,492	0	601,492	・構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	2	54.5	601,492	0	601,492	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事 務 部 長	40	52.5	620,693	3,394	617,299	・2課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	26	52.7	626,530	3,086	623,444	
	短 大 卒	7	51.7	598,948	8,071	590,877	
	高 校 卒	7	52.2	618,880	0	618,880	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	技 術 部 長	68	53.2	605,100	9,388	595,712	同 上
	大 学 卒	45	54.2	637,813	6,553	631,260	
	短 大 卒	12	49.8	527,814	7,637	520,177	
	高 校 卒	11	52.2	539,821	24,198	515,623	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)	
事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	<ul style="list-style-type: none"> ・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）
	4	49.3	424,695	4,000	420,695	
	2	50.0	402,319	8,000	394,319	
	—	—	—	—	—	
	2	48.5	447,071	0	447,071	
技 術 部 次 長	10	52.5	501,383	0	501,383	同 上
	7	50.5	512,159	0	512,159	
	—	—	—	—	—	
	3	57.2	476,593	0	476,593	
	—	—	—	—	—	
事 務 課 長	55	49.1	481,585	21,282	460,303	<ul style="list-style-type: none"> ・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	43	48.9	482,293	15,353	466,940	
	9	51.2	480,784	50,085	430,699	
	3	46.8	473,909	19,582	454,327	
	—	—	—	—	—	
技 術 課 長	110	49.0	469,814	8,078	461,736	同 上
	65	48.4	493,748	11,077	482,671	
	14	50.2	446,684	0	446,684	
	30	50.2	429,624	5,410	424,214	
	X	X	X	X	X	
事 務 課 長 代 理	10	49.5	437,384	24,437	412,947	<ul style="list-style-type: none"> ・上記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
	5	49.7	482,914	34,718	448,196	
	X	X	X	X	X	
	4	49.3	400,185	0	400,185	
	—	—	—	—	—	
技 術 課 長 代 理	39	47.7	500,235	94,825	405,410	同 上
	25	47.7	532,732	114,228	418,504	
	4	48.0	469,749	74,178	395,571	
	10	47.7	421,692	48,854	372,838	
	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務 係 長	人	歳	円	円	円	・ 係の長及び係長級専門職	
	101	44.5	375,937	51,386	324,551		
	大学卒	73	42.5	376,819	49,643		327,176
	短大卒	9	47.9	357,447	57,737		299,710
	高校卒	18	50.9	385,531	55,989		329,542
中学卒	X	X	X	X	X		
技 術 係 長	130	44.1	430,287	69,925	360,362	同 上	
	大学卒	68	42.0	426,164	79,042		347,122
	短大卒	15	45.3	442,819	72,656		370,163
	高校卒	47	47.5	433,187	52,854		380,333
	中学卒	—	—	—	—		—
事 務 主 任	109	43.5	326,580	35,657	290,923	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長－係員間）	
	大学卒	49	40.8	323,668	40,779		282,889
	短大卒	28	45.4	317,968	35,145		282,823
	高校卒	31	45.9	338,867	28,700		310,167
	中学卒	X	X	X	X		X
技 術 主 任	96	37.4	380,662	83,444	297,218	同 上	
	大学卒	48	35.8	370,999	84,384		286,615
	短大卒	19	33.1	399,906	93,752		306,154
	高校卒	29	44.7	384,150	71,892		312,258
	中学卒	—	—	—	—		—
事 務 係 員	532	39.0	285,660	27,392	258,268		
	大学卒	278	36.6	295,967	31,265		264,702
	短大卒	114	40.9	269,790	21,945		247,845
	高校卒	136	42.6	277,527	23,937		253,590
	中学卒	4	42.7	264,275	16,667		247,608
技 術 係 員	436	36.7	311,138	48,340	262,798		
	大学卒	225	34.1	332,140	56,882		275,258
	短大卒	65	36.7	293,356	45,426		247,930
	高校卒	142	40.8	285,316	35,834		249,482
	中学卒	4	47.3	243,184	12,670		230,514

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務	支 店 長	—	—	—	—	・ 構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
技 術	工 場 長	—	—	—	—	・ 構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
関 係	事 務 部 長	5	53.3	476,635	16,609	460,026	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長(取締役兼任者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	4	54.5	465,423	5,450	459,973	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	X	X	X	X	X	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	技 術 部 長	10	53.1	490,331	11,468	478,863	同 上
	大 学 卒	5	54.1	497,756	0	497,756	
	短 大 卒	2	54.0	499,440	57,340	442,100	
	高 校 卒	3	50.8	471,884	0	471,884	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)	
事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	<ul style="list-style-type: none"> ・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）
	X	X	X	X	X	
	X	X	X	X	X	
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
技 術 部 次 長	7	51.6	463,929	0	463,929	同 上
	X	X	X	X	X	
	4	51.0	466,875	0	466,875	
	2	54.5	462,500	0	462,500	
	—	—	—	—	—	
事 務 課 長	10	47.4	376,366	8,886	367,480	<ul style="list-style-type: none"> ・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	6	48.0	383,254	0	383,254	
	X	X	X	X	X	
	3	43.5	371,013	21,953	349,060	
	—	—	—	—	—	
技 術 課 長	19	50.9	392,337	21,553	370,784	同 上
	4	45.8	449,118	39,163	409,955	
	2	54.5	412,047	18,232	393,815	
	12	51.7	375,062	13,239	361,823	
	X	X	X	X	X	
事 務 課 長 代 理	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・上記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
技 術 課 長 代 理	—	—	—	—	—	同 上
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務	事 務 係 長	26	47.4	323,399	38,535	284,864	・係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	8	44.3	320,068	36,475	283,593	
	短 大 卒	5	53.9	301,334	31,465	269,869	
	高 校 卒	13	46.9	333,935	42,522	291,413	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技 術 係 長	9	48.2	402,579	84,840	317,739	同 上
	大 学 卒	X	X	X	X	X	
	短 大 卒	3	46.5	396,555	100,975	295,580	
	高 校 卒	5	50.9	425,017	87,479	337,538	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 関	事 務 主 任	20	43.9	321,052	14,342	306,710	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	11	44.1	354,828	13,199	341,629	
	短 大 卒	4	43.3	252,036	15,616	236,420	
	高 校 卒	5	43.9	301,958	15,838	286,120	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
係 職	技 術 主 任	21	41.6	327,975	60,395	267,580	同 上
	大 学 卒	11	40.6	324,424	60,858	263,566	
	短 大 卒	2	41.5	372,373	54,468	317,905	
	高 校 卒	7	43.8	330,904	61,453	269,451	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
種	事 務 係 員	126	41.3	246,428	8,265	238,163	
	大 学 卒	41	37.0	263,240	9,416	253,824	
	短 大 卒	25	45.1	232,212	3,144	229,068	
	高 校 卒	60	42.6	240,863	9,611	231,252	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種	技 術 係 員	57	38.4	289,342	38,994	250,348	
	大 学 卒	23	36.2	314,392	48,680	265,712	
	短 大 卒	10	41.1	289,016	32,986	256,030	
	高 校 卒	24	39.4	265,471	32,216	233,255	
中 学 卒	—	—	—	—	—		

第16表 民間における家族手当の支給状況

(令和6年職種別民間給与実態調査)

1 家族手当の支給状況

支給の有無	割合
家族手当制度がある	78.7%
配偶者に家族手当を支給する	(85.1%)
子に家族手当を支給する	(100.0%)
家族手当制度がない	21.3%

(注) () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	10,973 円
配偶者と子1人	16,833 円
配偶者と子2人	22,523 円
子1人	12,380 円
子2人	20,844 円
子3人	29,138 円

(注) 1 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」に支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

2 「子1人」、「子2人」、「子3人」に支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

(備考) 行政職7級相当以下の県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、子については1人につき10,000円、子以外については1人につき6,500円である。

なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

3 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

見直し予定の状況	割合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 又は見直すことについて検討中	7.9%
税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの動向等によっては、見直すことを検討	11.7%
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	80.4%

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

第17表 民間における通勤手当の支給状況

(令和6年職種別民間給与実態調査)

1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

在来線の 通勤手当を 支給する	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	在来線の 通勤手当を 支給しない
%	%	%	%	%	%
85.9	(50.9)	(5.3)	(36.1)	(7.7)	14.1

(注) () 内は在来線の通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

特急料金を含む 通勤手当を 支給する	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	特急料金を含む 通勤手当を 支給しない
%	%	%	%	%	%
80.1	(55.8)	(17.6)	(12.1)	(14.5)	19.9

(注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。

2 () 内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

第18表 民間における特別給の支給状況

(令和6年職種別民間給与実態調査)

項目		支給額等 (事務・技術等従業員)
平均所定内給与月額	下半期(A1)	336,430円
	上半期(A2)	346,178円
特別給の支給額	下半期(B1)	773,866円
	上半期(B2)	802,042円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.30月分
	上半期(B2/A2)	2.32月分
年間の平均		4.62月分

(注) 下半期とは令和5年8月から令和6年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(備考) 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.50月分である。

第19表 民間における冬季賞与の配分状況

(令和6年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

項目	部長級		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模						
規模計	36.2	63.8	36.3	63.7	42.0	58.0
500人以上	28.4	71.6	27.2	72.8	40.9	59.1
100人以上500人未満	29.0	71.0	31.4	68.6	31.8	68.2
50人以上100人未満	60.6	39.4	59.9	40.1	61.5	38.5

第20表 民間における定年制の状況

(令和6年職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
98.4 %	79.5 %	18.8 %	1.6 %

- (注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和6年職種別民間給与実態調査)

区 分	項 目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
		%	%	%
課 長 級		51.1	42.3	48.9
非 管 理 職		45.6	36.8	54.4

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。(第22表において同じ。)
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(令和6年職種別民間給与実態調査)

課 長 級	非 管 理 職
73.3 %	73.8 %

- (注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

第23表 民間における給与改定の状況等

(令和6年職種別民間給与実態調査)

1 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目			
	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係員	61.9	1.9	0.5	35.7
課長級	56.7	1.9	0.5	40.9

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
			定期昇給実施	増額	減額			変化なし
係員	89.7	89.7	33.6	3.8	52.3	0.0	10.3	
課長級	86.3	85.2	31.8	2.8	50.6	1.1	13.7	

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 県職員給与と民間給与との比較

第24表 県職員の給与と民間給与との比較

区 分	民間給与	県職員給与	較差(A)－(B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
	行政職相当職 (A)	行政職 (B)	
平均給与月額	371,599 円	362,496 円	9,103 円 (2.51%)

- (注) 1 「行政職相当職」とは民間事業所における行政職給料表適用者に相当する事務・技術関係職種
の該当者を、「行政職」とは行政職給料表適用者をいう。(参考1において同じ。)
- 2 県職員給与、民間給与ともに、本年度の新規学卒者の給与は含まれていない。

(参考1) 民間給与との比較を行う県職員(行政職)の平均給与月額

平均給与月額	給 料	地域手当	給料の特別調整額	扶養手当	住居手当	その他
362,496 円	329,397 円	11,499 円	7,710 円	7,908 円	5,723 円	259 円

(注) 県職員の平均年齢は42.5歳で、平均経験年数は19.8年である。

(参考2) 給与比較における対応関係

県職員 (行政職)	対 応 民 間 職 種		
	企 業 規 模 500人以上	企 業 規 模 100人以上500人未満	企 業 規 模 50人以上100人未満
9 級	支 店 長 工 場 長 部 次 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長
8 級	課 長		
7 級	課 長 代 理	課 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長
6 級			課 長
5 級	係 長	課 長 代 理	課 長
4 級			課 長 代 理
3 級			係 長
2 級	主 任	主 任	主 任
1 級	係 員	係 員	係 員

(注) 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、
係長に含めている。

4 生計費関係資料

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、令和6年4月の標準生計費を費目別、世帯人員別に算定した。

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費 I……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 II……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

第25表 費目別、世帯人員別標準生計費

高松市

(令和6年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	32,796	41,693	54,181	66,678	79,175
住居関係費	46,573	52,192	48,114	44,035	39,957
被服・履物費	4,685	4,378	6,681	8,985	11,290
雑費 I	22,784	31,241	47,874	64,520	81,167
雑費 II	11,179	20,158	25,333	30,508	35,690
計	118,017	149,662	182,183	214,726	247,279

(注) 集計世帯数は、46世帯である。

5 勤務時間等関係資料

第26表 職員の年次休暇の使用日数及び超過勤務時間の状況

1 年次休暇

年		令和3年	令和4年	令和5年
部局		日	日	日
知事部局	本 庁	9.4	9.9	11.2
	出先機関	12.0	12.3	13.5
	計	10.7	11.1	12.4
教育委員会	県立学校 教 職 員	11.9	12.4	14.1
	事 務 局 員 員	9.2	9.8	11.2
	計	11.6	12.1	13.8
警察本部	警 察 官	10.9	11.3	12.7
	事務職員	11.4	11.9	13.4
	計	10.9	11.4	12.8

(注) 年次休暇の使用日数は、職員1人当たりの年平均使用日数である。

2 超過勤務時間

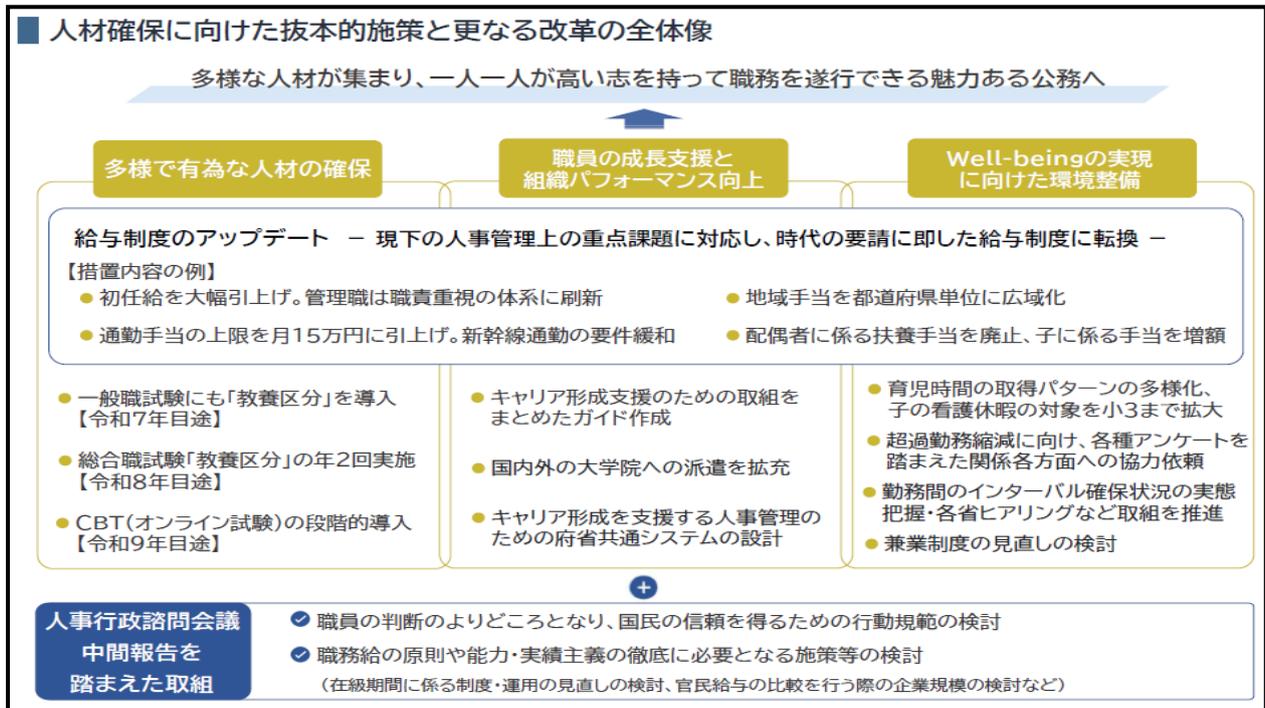
年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
部局		時間	時間	時間
知事部局	本 庁	23.3	22.8	19.0
	出先機関	12.7	13.4	9.7
	計	17.6	17.8	14.0
教育委員会	県立学校 事務職員	3.4	2.9	4.1
	事 務 局 員 員	20.1	22.6	28.1
	計	14.3	15.9	19.9
警察本部	警 察 官	20.4	20.3	19.7
	事務職員	10.7	11.1	10.8
	計	19.0	19.0	18.4

(注) 超過勤務時間は、職員1人当たりの月平均超過勤務時間である。

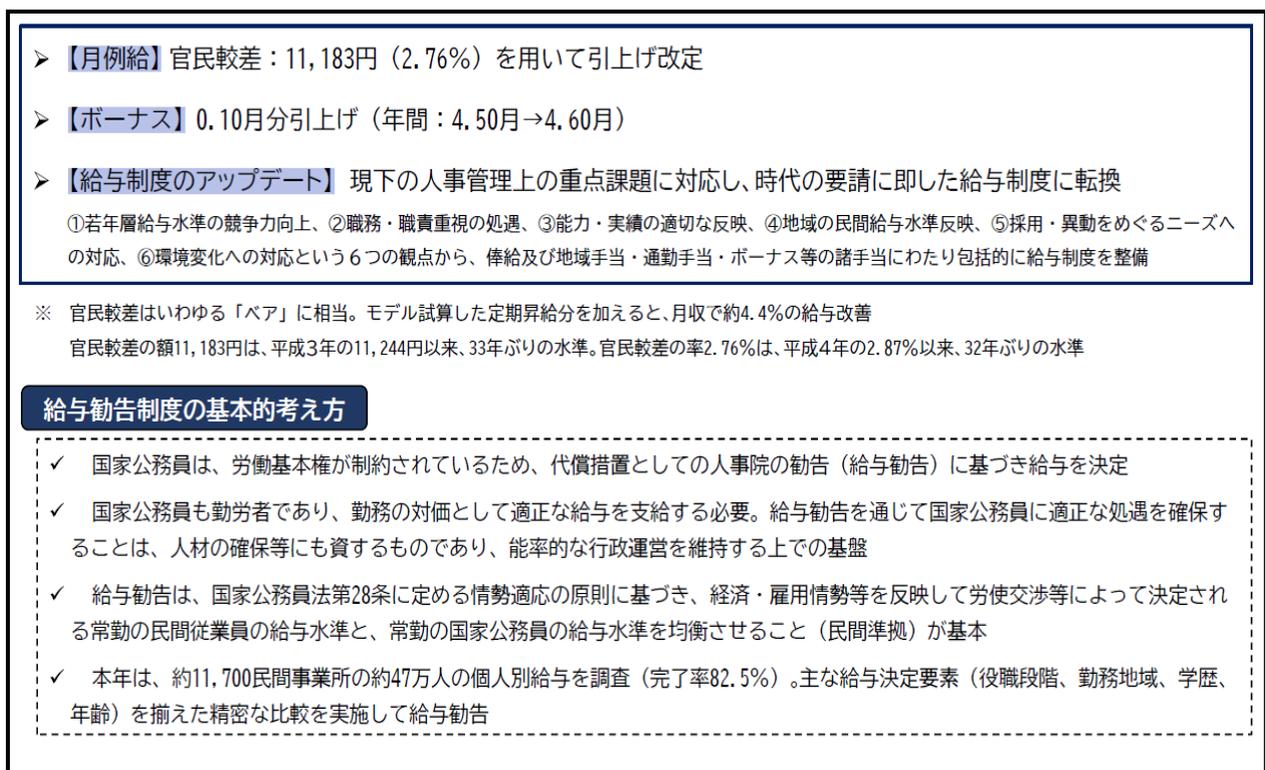
6 人事院勧告等の要旨

人事院は、本年8月8日、国会と内閣に対し、公務員人事管理について報告するとともに、国家公務員の給与について報告・勧告した。また、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を行った。

1 概要



2 給与勧告



月例給 [民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較] 《令和6年4月1日実施》

- ✓ 民間給与との較差 11,183円 [2.76%] [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,378円、平均年齢 42.1歳]
 - ⇒ 民間給与との較差を解消するため、俸給表を引上げ改定 [内訳：俸給 9,836円 寒冷地手当 80円 はね返し分(※) 1,267円]

※俸給の改定により諸手当の額が増減する分
- ▶ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ **給与制度のアップデートの先行実施**
 - 【総合職(大卒)】230,000円(+14.6%[+29,300円]) 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1%[+23,800円])
 - 【一般職(高卒)】188,000円(+12.8%[+21,400円]) ※ 本府省採用の場合、【総合職(大卒)】284,800円 【一般職(大卒)】271,200円
- ▶ 若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定
 - ※ 平均改定率(行政職俸給表(一))は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%
 - ※ 勤告後の平均給与(行政職俸給表(一))は、月額 416,561円(+11,183円、+2.76%)、年間給与 6,916,000円(+228,000円、+3.4%)

ボーナス [直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較] 《令和6年4月1日実施》

- ✓ 民間の支給割合…4.60月
- ✓ 公務の平均支給月数…現行 4.50月
- ▶ 民間の支給状況に見合うよう引上げ
年間4.50月分→4.60月分(+0.10月分)
- ▶ 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分ずつ均等に配分

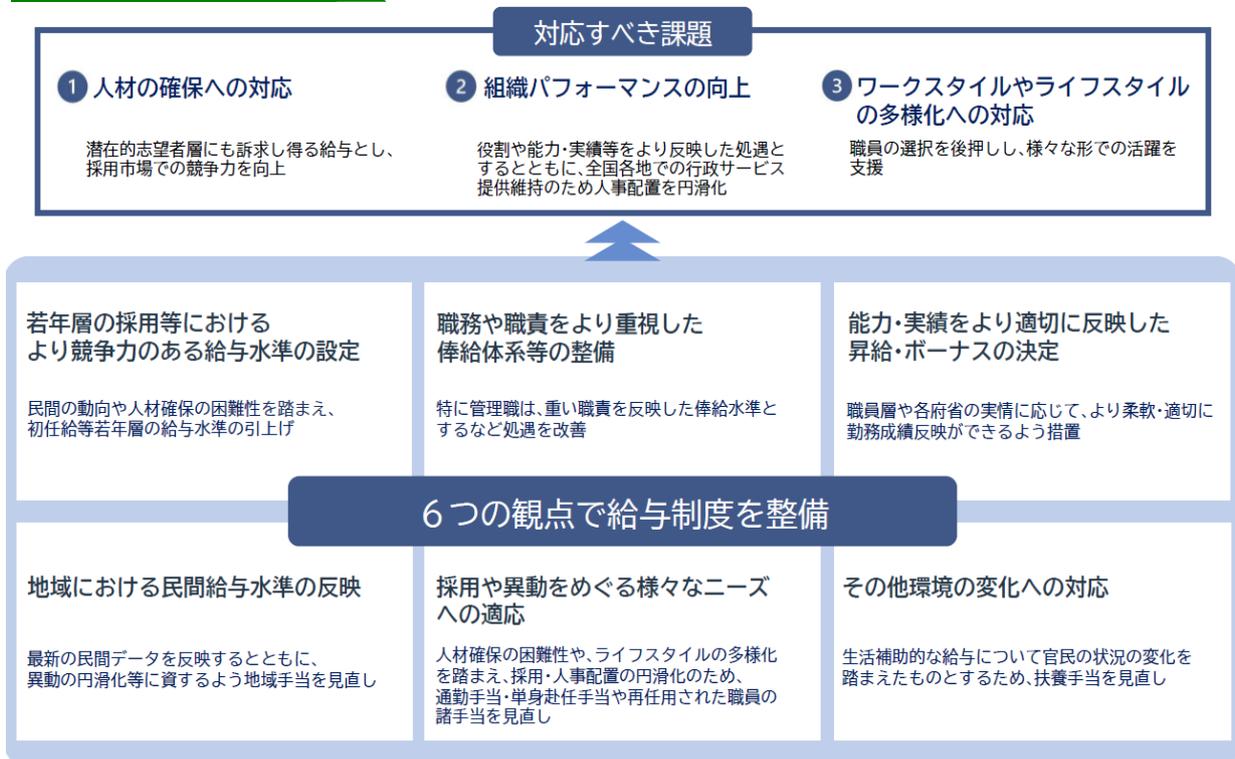
(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和6年度	期末手当	1.225月(支給済み)	1.275月(現行1.225月)
	勤勉手当	1.025月(支給済み)	1.075月(現行1.025月)
7年度	期末手当	1.25月	1.25月
	以降 勤勉手当	1.05月	1.05月

寒冷地手当 《手当額改定:令和6年4月1日実施、支給地域改定:令和7年4月1日実施》

- ✓ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データ(メッシュ平年値2020)に基づき、支給地域を改定
- ※ このほか、初任給調整手当及び委員、顧問、参与等の手当等について所要の改定

給与制度のアップデート



制度別の具体的な措置内容は次ページ以降のとおり。なお、特に記載するものを除き、令和7年4月から実施。

俸給

係員級：新卒初任給の引上げ等

- 初任給や若年層の俸給月額を大幅に引上げ
 - ✓ 民間の初任給の状況等を踏まえた水準とし採用面での競争力を向上
 - ✓ 初任給引上げを踏まえ、若年層が在職する号俸についても俸給月額を引上げ
 - ✓ 人材確保の困難性を踏まえ、令和6年4月に遡及して先行実施
- 勤務成績をより昇給に反映可能となるよう見直し
 - ✓ 上位の昇給区分の職員割合を係長級～課長補佐級と同様の割合に引上げ（現行20%→見直し後25%）

【行政職俸給表(一)の初任給】

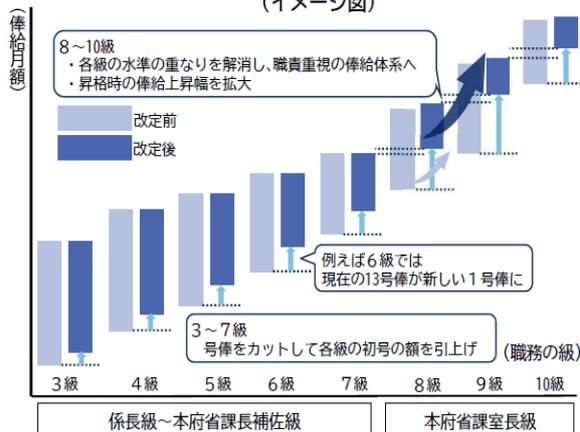
	総合職試験 (大卒)	一般職試験 (大卒)	一般職試験 (高卒)
改定前	200,700円	196,200円	166,600円
改定後	230,000円	220,000円	188,000円
	+29,300円 (+14.6%)	+23,800円 (+12.1%)	+21,400円 (+12.8%)
本府省勤務の場合	284,800円	271,200円	232,800円

(注)「本府省勤務の場合」は、地域手当(20%)及び本府省業務調整手当を含む。

係長級～本府省課長補佐級：俸給の最低水準の引上げ等

- 初号近辺の号俸をカットして各級の初号の額を引上げ(最大3.5万円)
 - ✓ 若手・中堅優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善

【係長級～本府省課長級の俸給水準(行政職俸給表(一))】 (イメージ図)



本府省課長級：職責重視の俸給体系への見直し

- 各級の初号の額を引き上げつつ職務の級間の水準の重なりを解消
 - ✓ より職責を重視した俸給体系となるよう大幅見直し
- 昇格時の俸給上昇幅(最大5万円の上昇)拡大
 - ✓ 昇格により給与が大きく上昇する仕組みに
- 昇格による給与上昇を基本とし、成績優秀者は昇給でも更なる給与上昇を確保

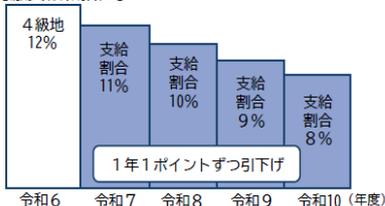
※行政職(一)、専門行政職、税務職、公安職(一)(二)、教育職(一)、研究職、医療職(一)に導入

地域手当

地域手当の大きくくり化等

- 支給地域の単位の広域化
 - ✓ 都道府県を基本とする。中核的な市(都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市)については当該地域の民間賃金を反映
- 級地区分をシンプルに
 - ✓ 20%、16%、12%、8%、4%の5級地に再編。民間賃金が高い東京都特別区については引き続き20%に設定
- 支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮
 - ✓ 現行からの支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制
 - ✓ 支給割合の引下げは段階的に実施(1年1ポイントずつ、引上げもこれに合わせて段階的に実施)

【激変緩和措置】例：現行4級地12% → 見直し後4級地8%



- 現在10年ごととしている級地区分の見直し期間を短縮

【現行】

級地区分	支給割合	支給地域の例
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	横浜市、大阪市 等
3級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	12%	神戸市 等
5級地	10%	京都市、広島市、福岡市 等
6級地	6%	仙台市、静岡市、高松市 等
7級地	3%	札幌市、新潟市、岡山市 等

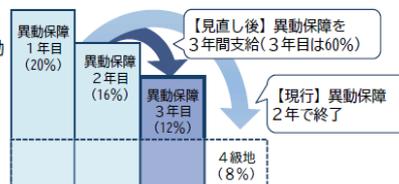
【見直し後】
16都府県
+79市

級地区分	支給割合	支給地域の例 (都府県で指定) (中核的な市で個別に指定)
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	東京都 横浜市、大阪市 等
3級地	12%	神奈川県、大阪府 さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	8%	愛知県、京都府 仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市 等
5級地	4%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県 札幌市、岡山市、高松市 等

異動保障の延長 【令和7年4月以降の異動者に適用】

- 現在2年間としている異動保障の期間を異動後3年間に延長
- 3年目の支給割合は異動前の60%
 - ✓ 1年目異動前の100%、2年目異動前の80%は現在と同様

例：1級地20%
→4級地8%に異動



見直し後の支給地域及び支給割合

級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1級地 (20%)		東京都：特別区
2級地 (16%)	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
3級地 (12%)	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、袖ヶ浦市、印西市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
4級地 (8%)	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市 奈良県：奈良市、大和郡山市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市
5級地 (4%)	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市、松本市、塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山県：和歌山市、橋本市 岡山県：岡山市、倉敷市 香川県：高松市

注：表中「都道府県の級地と異なる地域」については、国家公務員が在勤している地域のみ掲げている。

その他諸手当

扶養手当の見直し

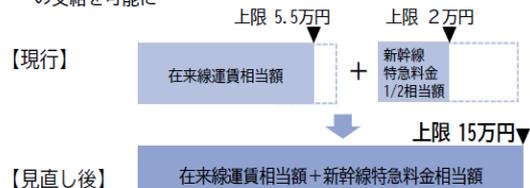
- 配偶者に係る手当を廃止。子に係る手当を13,000円に引上げ
 - ✓ 配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応
 - ✓ 子を有する職員に対する生計費の補填を充実
- 2年間で段階的に実施

扶養親族		現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	行(一) 7級以下	6,500円	3,000円	廃止
	行(一) 8級	3,500円	廃止	
子(1人当たり)		10,000円	11,500円	13,000円

※上記以外の扶養親族に係る扶養手当は変更なし

通勤手当の引上げ・支給要件拡大等

- 通勤手当の手当額を大きく引上げ
 - ✓ 支給限度額を15万円に引上げ
 - ✓ 新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給
- 通勤手当・単身赴任手当の支給要件を拡大
 - ✓ 採用時から新幹線等に係る通勤手当や単身赴任手当の支給を可能に
 - ✓ 育児、介護等の事情により転居した職員にも新幹線等に係る通勤手当の支給を可能に



管理職員特別勤務手当の支給対象拡大

- 平日深夜に係る支給対象時間帯と支給対象職員を拡大
 - ✓ 勤務実態に応じた適切な処遇を確保

支給対象	現行	見直し後
時間帯	午前0時～午前5時	午後10時～午前5時
職員	俸給の特別調整額適用職員のみ	指定職職員、専門スタッフ職職員(2級以上)、特定任期付職員、任期付研究員(招へい型)を追加

再任用された職員への手当支給の拡大

- 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に異動の円滑化に資する手当を新たに支給
 - ✓ 地域手当の異動保障等
 - ✓ 研究員調整手当
 - ✓ 住居手当
 - ✓ 特地勤務手当(準ずる手当含む)
 - ✓ 寒冷地手当

[地域手当の異動保障、特地勤務手当に準ずる手当は令和7年4月以降の異動者に適用]
- 各手当の支給額は一般の職員と同様

ボーナス

勤勉手当の成績率の上限引上げ等

- 本府省課長級以下の職員について、最上位の成績区分の成績率(支給月数に相当)の上限を平均支給月数の3倍に引上げ
- 各府省の裁量により最上位の成績区分の適用者を増やせるよう、上位の成績区分の人員分布率を見直し

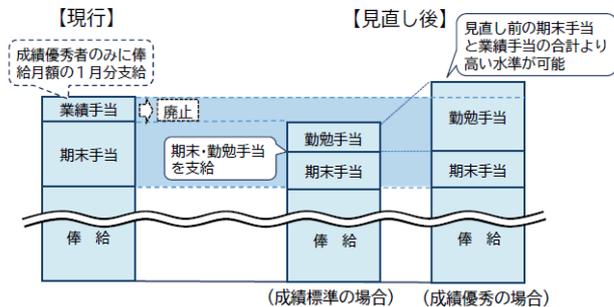
【勤勉手当の成績率及び人員分布率(一般職員の場合)】

	現行	見直し後
「特に優秀」区分の成績率上限	平均支給月数の2倍 2.05 (平均支給月数1.025)	平均支給月数の3倍 3.15 (平均支給月数1.05)
上位の成績区分の人員分布率	特に優秀：5%以上 優 秀：25%以上	「特に優秀」と「優秀」を合わせて30%以上(うち「特に優秀」を5%以上)*

※例えば、「特に優秀」10%、「優秀」20%とするなど柔軟な適用が可能になる。

特定任期付職員のボーナス拡充

- 期末手当及び勤勉手当を支給する形に再編
 - ✓ 特定任期付職員業績手当を廃止
 - ✓ 成績優秀者は、見直し前の期末手当と特定任期付職員業績手当を受けた場合より高い水準を可能に
 - ✓ 成績標準者は、見直し前の期末手当と同水準



3 育児休業等に関する法律についての意見の申出

趣旨

本年5月に改正された民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充し、職員の希望や事情に対応した勤務を可能にする

》》》 育児をする者も含め誰もが能力を十分に発揮できる公務職場の実現、公務の魅力向上

概要

育児休業法を改正し、

- ・ 育児時間について、1年につき人事院規則で定める時間の範囲内(10日相当)で勤務しないことができるパターンを選択可能に
- ・ 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

【現行】

2h
1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

【改正後】

- 2h
①1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと
- 2h以上(1日単位で取得することも可)
- ②1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと
- 職員は、①②のいずれかを選択して取得可能

※民間労働法制の施行(民間育児・介護休業法等の一部改正法の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日)から遅れることなく実施